

2020年8月21日
株式会社あおぞら銀行

金融商品仲介業務の新商品の取扱い開始について

あおぞら銀行では、2020年8月21日（金）より、あおぞら証券との金融商品仲介業務において、新たに他社株転換条項付債券（以下、「EB債」といいます。）の取扱いを下記のとおり開始いたします。

今後ともグループ証券会社である「あおぞら証券」と共に、お客さまの多様なニーズにお応えできる商品・サービスのご提供と利便性の向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 商品概要

商品名称	他社株転換条項付債券（EB債）
取引態様	金融商品仲介（委託金融商品取引業者：あおぞら証券株式会社）
対象銘柄	日本株式
建て通貨	円貨
販売方式	私売出方式* *私売出債は個別ニーズに合わせて比較的自由に発行条件を設定することができます。 詳しくはあおぞら銀行の本支店へお問い合わせください。
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> EB債とは、仕組債の一種で、債券であるにもかかわらず、償還日までの対象銘柄の株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）ではなく、当該債券の発行体以外の会社の株式（他社株（対象銘柄））により償還される場合がある債券です。 EB債は、デリバティブの要素を内包することにより、一般的な債券と比較すると利率が高く設定されているほか、一般的な債券とは異なる価格変動性を有する等、特有のリスクがあります。

※ご契約に際しては、契約締結前交付書面等を必ずご確認ください。

2. 商品選定理由

あおぞら銀行では、金融商品仲介業務において、日経平均株価等の株価指数を参照するタイプを中心とする仕組債を継続的にご提供し、お客さまにご支持をいただいております。

本商品は、株価指数参照ではなく個別株式を参照することでより多様な条件での組成が可能となり、お客さまにこれまで以上に幅広い選択肢をご提供できるものと考え、採用することとしました。

<EB債のご注意点>

- EB債は、早期償還されずに、対象銘柄の株価変動によって所定の条件に該当した場合は、金銭（償還金）ではなく株式で償還されます。対象銘柄が単一の場合は当該対象銘柄の株式で償還され、対象銘柄が複数の場合は当初株価からの下落率が最も大きい銘柄の株式で償還されます。



- ・ 株式で償還された場合、株式の時価によっては、実質的な償還金額が投資元本を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ あおぞら銀行では、あおぞら証券からの委託に基づく金融商品仲介業務においてEB債を取扱いますが、EB債償還時に交付される場合を含め、株式の購入・売却等の仲介（媒介）、募集・売上の取扱い等を行っておりません。株式で償還された場合、あおぞら証券にて売却等の対応をさせていただきます。
- ・ 対象銘柄によって、EB債の条件やリスクは異なります。実際のEB債のお取引に際しては、契約締結前交付書面により、個別の条件やリスクを十分にご確認のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。
- ・ その他、金融商品仲介に関するご注意点や、仕組債に関するご注意点は以下をご覧ください。

<金融商品仲介および関連商品のご注意点>

- ・ [金融商品仲介に関するご注意点](#)
- ・ [仕組債・外貨建て債券に関するご注意点](#)

以上

<お問合せ先>

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

【お取引店】

本店	0120-096-231	上野	0120-268-231	京都	0120-101-860
札幌	0120-107-231	池袋	0120-099-511	大阪	0120-234-531
仙台	0120-198-231	千葉	0120-400-586	梅田	0120-812-468
新宿	0120-126-231	横浜	0120-458-084	広島	0120-550-430
日本橋	0120-031-608	金沢	0120-283-430	高松	0120-512-311
渋谷	0120-050-353	名古屋	0120-321-876	福岡	0120-100-835
フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）			0120-036-600		
BANK支店（あおぞらホームコールで受け付けます。） 0120-250-399					

商号 株式会社あおぞら銀行
 登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号
 加入協会 日本証券業協会
 一般社団法人金融先物取引業協会